税理士による無料申告相談

申告書作成会場の開設期間以前に、次の日程で「税理士による無料申告相談」を実施しますのでご利用ください。

期間	会 場	所在地	受 付 時 間
令和5年 1月25日(水) ~ 2月6日(月) ※ 土、日及び祝日を除きます。	光が丘区民センター 2階集会室	練馬区光が丘 2-9-6	午前9時30分から ※ 当日分の入場整理券の配 付が終了次第、受付終了と
令和5年 2月7日(火) ~ 2月9日(木)	練馬区立区民・産業プラザ3階 Coconeri(ココネリ)ホール	練馬区練馬 1-17-1	なりますのでご了承ください。 【 <u>事前申込をお願いします</u> 】

- 小規模納税者の所得税及び復興特別所得税・個人消費税、年金受給者並びに給与所得者の所得税及び復興特別所得税の申告書を作成して提出できます。但し、土地、建物及び株式などの譲渡所得がある申告は対応しておりません。 申告書等の提出のみの場合は、練馬東税務署に直接お持ちいただくか、郵送でご提出ください。
- 令和4年分の税理士による無料申告相談は、混雑回避のため、オンライン又は電話による**事前申込**を受け付けます。
- オンラインによる事前申込は、令和5年1月10日(火)から可能となります。 詳細につきましては、右記事前申込サイトを参照願います。
- 〇 電話による事前申込は、令和5年1月10日(火)から可能となります。

【事前申込専用番号:03-6630-4730】(受付時間:平日午前9時~午後5時)に電話の上、オペレーターに「管轄の税務署(練馬東税務署)」「ご希望の会場及び相談日時」「ご相談者の氏名・電話番号」をお伝えください。



https://coubic.com/nerima-

なお、「事前申込専用番号」以外(税務署及び地方団体)での電話申込は受け付けておりません。 また、電話が大変混みあう可能性がありますので、オンラインによる事前申込の利用をご検討ください。

- 一部、当日入場整理券の配付を行いますが、無くなり次第終了となりますので、事前申込をご利用ください。
- 昼休みの時間帯は、税理士が交代で対応しており、お待たせする場合がありますのでご了承ください。

申告書作成会場の開設について ~混雑(3密)回避のため入場整理券を配付します~

開設期間	会 場	所 在 地	時間
令和5年 2月1日 (水) ~ 3月15日 (水) ※ 土、日及び祝日を除きます。(注)	練馬東税務署	練馬区 栄町23-7	【受付】 午前8時30分から午後4時まで ※入場整理券の配付状況に応じて、受付 を早く締め切る場合があります。 【相談】 午前9時15分から午後5時まで

- (注) ただし、2月19日及び2月26日の日曜日は開場します。
- 令和4年分の申告書作成会場では、混雑回避のために「入場整理 券」を配付します。
- 入場整理券は、LINE による事前発行での入手が可能です。当日 券もご用意していますが数に限りがあります。是非、LINE による 事前発行をご利用ください。
- 3月中は入場整理券の入手が困難となることが予想されますので、2月中の来場をお勧めします。
- 期間中、当署の駐車場は使用できませんので、お車での来署はご 遠慮ください。

オンラインで事前発行

LINE アプリで国税庁の公式 LINE アカウントを友だち追加してください。





友だち追加は こちらから!

提出のみの場合 入場整理券は不要です。

自宅e-Tax 5つのメリット

~申告書の作成・送信は国税庁ホームページから~





印刷·郵送代



添付書類



※一部の書類は除きます

確定申告期間の利用可能時間



※メンテナンス時間 を除きます

還付金



回数回 ←スマホはこちら

3週間程度で還付!

書面提出の場合は 1か月~1か月半程度で還付

会場内での感染防止策と来場される方へのお願い

~申告書作成会場及び税理士による無料申告相談会場は感染防止策を講じた上で開設します~

- 相談の従事者においては、日頃から手洗い・うがいの徹底や体調がすぐれない場合には相談に従事しないといった 対応をしているほか、相談の際はマスクやフェイスシールドを着用し、会場をこまめに換気するなどの対策を徹底し ています。
- ご来場の際は、できる限り少人数でお越しください。
- ご来場の際は、マスク着用の上、入口等でアルコール消毒液による手指の消毒にご協力いただくようお願いします。
- 入場の際に検温を実施しており、37.5度以上の発熱が認められる場合は、入場をお断りさせていただきます。 なお、発熱等の症状のある方や体調のすぐれない方は、無理をせずに来場を控えていただくようお願いします。

~事業所得者・不動産所得者のみなさまへ~

消費税 インボイス制度について

令和5年10月1日からインボイスを交付するためには、 原則として、<u>令和5年3月31日までに</u>登録申請手続を行う必要があります。

登録申請手続は、e-Taxをご利用ください!!

スマートフォンからでもe-Taxで申請できます。 e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。



練

馬

東

税

務

署

【問合せ先】 〒176-8503 練馬区栄町 23-7 Tel 03 (6371) 2332 (代表) ※ お電話は、自動音声に従ってご用件の番号を選択いただくと、担当者がご用件にお答えします。